

日進市生涯学習情報誌広告掲載要綱

令和 7年 4月 1日
要綱 第 10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、日進市有料広告掲載に関する要綱（平成18年日進市要綱第65号）に定めるもののほか、日進市（以下「市」という。）が発行する日進市生涯学習情報誌PLAN（以下「生涯学習情報誌」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載希望者の条件)

第2条 生涯学習情報誌に有料広告の掲載を希望するもの（以下「広告掲載希望者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、広告を掲載しないものとする。契約期間中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の途中でであるもの
- (2) 市の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの
- (3) 日進市暴力団排除条例（平成24年日進市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの
- (4) 市税等を滞納しているもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないと市長が認めるもの

(広告の掲載位置)

第3条 広告を掲載する位置は、生涯学習情報誌の1ページ目（表紙裏）の下部及び最終ページ（裏表紙）とし、市が決定する。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、配色及び広告掲載料は、別表のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1号（春夏号、秋号又は冬号）単位を基本とする。

(広告の募集方法)

第6条 広告の募集は、毎年度4月に当該年度の秋号及び冬号並びに翌年度の春夏号を、生涯学習情報誌及び市ホームページによる公募により一括して行うものとする。ただし、広告の掲載枠に空きが生じた場合は、当該期間内の広告を随時募集することができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、日進市生涯学習情報誌広告掲載申込書（第1号様式）（以下「申込書」という。）に広告案を添えて、市が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、日進市有料広告掲載に関する要綱第7条及び第8条の規定に基づきその内容等を審査し、日進市生涯学習情報誌広告掲載決定通知書(第2号様式)により、広告掲載の可否を広告掲載希望者に通知する。

2 広告掲載の申込みにおける掲載希望枠数が広告掲載の募集の枠数を超えた場合は、次に掲げる順位により、広告掲載を可とするもの(以下「広告掲載者」という。)を決定する。この場合において、同順位のもの複数あるときは、広告の掲載希望枠の大きいものを優先する。

(1) 第1順位 市内に事業所を有するもの又は市内に住所を有する者

(2) 第2順位 公益を目的とする事業を行うものその他これらに類するもの

(3) 第3順位 前2号に掲げるもの以外のもの

3 前項の規定により順位を決定しても、なお広告掲載の申込みにおける掲載希望枠数が広告掲載の募集の枠数を超える場合は、抽選により広告掲載者を決定する。ただし、市長は、当該決定が特定の広告掲載希望者に偏る場合は、広告掲載者を調整することができる。

4 広告の掲載枠に空きが生じた場合は、前項による抽選で決定されなかった広告掲載希望者を優先する。この場合において、なお広告の掲載枠に空きが生じた場合は、随時申込みを受け付け、申込書の受付日の早い広告掲載希望者を優先する。

5 第1項の規定により、広告掲載可の決定を受けた広告掲載者は、日進市生涯学習情報誌広告掲載承諾書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告掲載者は、広告原稿を市長が指定する方法により自らの責任及び負担で作成し、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載者は、市長が指定する期日までに市の発行する納付書により広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、広告掲載者が次の各号のいずれかに該当するときは、日進市生涯学習情報誌広告掲載取消通知書(第4号様式)により、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定した期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(2) 日進市有料広告掲載に関する要綱第10条第3項の規定による広告原稿の変更に従わないとき。

(3) その他市長が広告掲載に支障があると認めるとき。

(広告掲載料の還付)

第12条 市長は、広告掲載者の責めに帰することができない事由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告掲載者に還付することができる。

できる。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、生涯学習情報誌への広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

規格		配色	広告掲載料 (1号あたり)
4分の1 枠 (1ページ目)	縦68mm×横181mm	1色	20,000円
4分の1 枠 (裏表紙)	縦120mm×横88mm	4色 (フルカラー)	30,000円
2分の1 枠 (裏表紙)	縦120mm×横181mm		60,000円

※広告掲載料は、消費税及び地方消費税を含む。

第1号様式（第7条関係）

日進市生涯学習情報誌広告掲載申込書

年 月 日

日進市長 あて

広告掲載申込者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者職氏名）

日進市有料広告掲載に関する要綱第6条及び日進市生涯学習情報誌広告掲載要綱第7条の規定により、広告案を添えて次のとおり申し込みます。

掲載希望号	<input type="checkbox"/> 秋号 <input type="checkbox"/> 冬号 <input type="checkbox"/> 春夏号
掲載希望枠	<input type="checkbox"/> 4分の1枠（1ページ目） <input type="checkbox"/> 4分の1枠（裏表紙） <input type="checkbox"/> 2分の1枠（裏表紙）
連絡先	担当部署： 担当者氏名： 電話番号： ファクス： 電子メール：
提出書類	広告案
その他	下記の事項を確認のうえ、チェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 申込みに当たり、日進市有料広告掲載に関する要綱、日進市広告掲載基準、日進市生涯学習情報誌広告掲載要綱等の内容を遵守します。 <input type="checkbox"/> 市税等の滞納はありません。また、市が市税等の納付状況を確認することに同意します。

第2号様式（第8条関係）

日進市生涯学習情報誌広告掲載決定通知書

年 月 日

様

日進市長

印

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について、下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 掲載しない (理由)
掲載号	<input type="checkbox"/> 秋号 <input type="checkbox"/> 冬号 <input type="checkbox"/> 春夏号
掲載枠	<input type="checkbox"/> 4分の1枠 (1ページ目) <input type="checkbox"/> 4分の1枠 (裏表紙) <input type="checkbox"/> 2分の1枠 (裏表紙)
原稿提出期限	年 月 日
広告掲載料	円 (消費税及び地方消費税を含む。)
納付期限	年 月 日
その他	

第3号様式（第8条関係）

日進市生涯学習情報誌広告掲載承諾書

年 月 日

日進市長あて

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者職氏名）

日進市有料広告に関する要綱及び日進市広告掲載基準並びに日進市生涯学習情報誌
広告掲載要綱を遵守し、下記の内容について承諾します。

記

掲 載 号	<input type="checkbox"/> 秋号 <input type="checkbox"/> 冬号 <input type="checkbox"/> 春夏号
掲 載 枠	<input type="checkbox"/> 4分の1枠（1ページ目） <input type="checkbox"/> 4分の1枠（裏表紙） <input type="checkbox"/> 2分の1枠（裏表紙）
広告掲載料	円（消費税及び地方消費税を含む。）
納付期限	年 月 日
そ の 他	

第4号様式（第11条関係）

日進市生涯学習情報誌広告掲載取消通知書

年 月 日

様

日進市長

印

年 月 日付けで決定しました日進市生涯学習情報誌への広告掲載について、次の理由により掲載を取り消します。

広告掲載者	
取消理由	